

令和 7 年 12 月（定例会追加提出）

第 398 回宮城県議会議案

目 次
議 案

		頁
議第170号議案	監査委員の選任につき同意を求めることについて	3
議第171号議案	土地利用審査会委員の任命につき同意を求めることについて	4
議第172号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	5
議第173号議案	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	66
議第174号議案	職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	69
議第175号議案	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	120

議第170号議案

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、同意を求める。

議員のうちから選任する者

菊 地 恵 一

熊 谷 義 彦

令和 7 年12月10日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第171号議案

土地利用審査会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を土地利用審査会委員に任命することについて、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第4項の規定により、同意を求める。

伊勢千佳子

小野寺友宏

佐々木真理

高橋慎

古市剛久

山本和恵

渡辺修

令和7年12月10日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第172号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万7,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万2,100円</u></p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万6,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,600円</u></p> <p>(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で</p>

定めるもの 月額5万3,400円

(4) [略]

2・3 [略]

(通勤手当)

第11条の7 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等のうち人事委員会規則で定めるものを使用する職員にあっては5万6,700円を、その他の職員にあっては3万8,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して人事委員会規則で定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) [略]

3～6 [略]

定めるもの 月額5万1,800円

(4) [略]

2・3 [略]

(通勤手当)

第11条の7 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等のうち人事委員会規則で定めるものを使用する職員にあっては5万6,700円を、その他の職員にあっては3万1,600円を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して人事委員会規則で定める額（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) [略]

3～6 [略]

第12条の3 [略]

2 新たに給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,700円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万2,500円、人事委員会規則で

第12条の3 [略]

2 国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であった者その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなった日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4,400円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万1,000円、人事委員会規則で

定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,700円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 [略]

(期末手当)

第19条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につ

定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,400円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 [略]

(期末手当)

第19条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用につ

いては、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条 [略]

2 [略]

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

いては、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条 [略]

2 [略]

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

3～5 [略]

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分 職務の級 号俸 給料月額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 197,400	243,900	278,500	312,300	335,200	369,700	424,100	475,700	529,500	571,600	571,600
2 198,500	245,300	279,500	313,900	337,100	371,400	426,100	481,000	536,300	578,700	578,700
3 199,700	246,600	280,500	315,200	339,000	373,000	428,000	486,000	541,500	584,700	584,700
4 200,800	248,100	281,500	316,600	340,700	374,600	429,800	490,600	545,700	589,500	589,500
5 201,900	249,500	282,500	318,000	342,400	376,200	431,600	494,700	549,100	593,600	593,600
6 203,600	250,900	283,500	319,100	344,100	378,100	433,400	498,100	552,300	596,500	596,500
7 205,300	252,300	284,500	320,100	345,800	379,600	435,200	501,000	555,300	598,900	598,900
8 206,900	253,700	285,500	321,400	347,400	381,200	437,000	503,600	557,800	600,800	600,800
9 208,400	255,100	286,500	322,500	349,000	382,500	438,600	505,600	559,800		
10 210,100	256,300	287,500	324,100	350,700	384,100	440,200				
11 211,700	257,600	288,500	325,700	352,500	385,700	441,700				
12 213,300	259,000	289,500	327,400	354,100	387,300	443,200				
13 214,800	260,200	290,500	328,800	355,600	389,200	444,700				
14 216,600	261,400	291,800	330,400	357,200	391,100	446,000				
15 218,300	262,600	293,100	332,000	358,800	393,000	447,300				
16 220,000	263,800	294,300	333,600	360,300	394,800	448,500				
17 221,100	265,000	295,600	335,000	361,700	396,400	449,700				
18 222,700	266,100	296,900	336,700	363,500	398,200	451,000				
19 224,300	267,200	298,100	338,400	365,100	399,900	452,300				
20 225,800	268,300	299,300	340,000	366,700	401,500	453,600				
21 227,300	269,200	300,300	341,400	367,800	403,200	454,800				
22 229,000	270,200	301,600	343,100	369,300	404,600	455,600				
23 230,600	271,200	302,700	344,800	370,800	406,000	456,400				
24 232,200	272,200	304,000	346,400	372,300	407,400	457,200				
25 233,800	273,300	305,300	347,600	374,000	408,800	457,800				
26 235,500	274,100	306,300	349,500	375,800	410,100	458,400				
27 236,800	274,800	307,300	351,300	377,400	411,300	459,000				
28 238,100	275,700	308,400	352,900	379,100	412,300	459,600				
29 239,400	276,600	309,500	354,400	380,600	413,400	460,300				
30 240,500	277,400	310,700	356,000	381,900	414,600	461,100				
31 241,700	278,200	311,800	357,600	383,100	415,700	461,500				
32 242,800	278,900	313,000	359,200	384,500	416,800	462,200				

33	243, 900	279, 600	314, 100	360, 900	385, 600	417, 500
34	244, 800	280, 400	315, 400	362, 700	386, 500	418, 200
35	245, 800	281, 200	316, 700	364, 500	387, 500	418, 800
36	246, 900	281, 800	318, 000	366, 400	388, 500	419, 500
37	247, 900	282, 500	319, 300	367, 900	389, 300	420, 100
38	248, 800	283, 300	320, 600	369, 300	390, 200	420, 700
39	249, 700	284, 100	321, 900	370, 700	391, 100	421, 200
40	250, 500	284, 800	323, 200	372, 100	391, 900	421, 600
41	251, 200	285, 500	324, 500	373, 600	392, 700	422, 000
42	252, 000	286, 200	325, 700	374, 400	393, 500	422, 200
43	252, 600	286, 900	327, 000	375, 400	394, 400	422, 500
44	253, 200	287, 600	328, 100	376, 400	395, 100	422, 800
45	253, 900	288, 400	329, 000	377, 300	395, 800	423, 200
46	254, 500	288, 900	330, 300	378, 400	396, 500	423, 500
47	255, 100	289, 600	331, 600	379, 400	397, 200	423, 800
48	255, 700	290, 200	332, 900	380, 400	397, 900	424, 100
49	256, 100	291, 100	334, 100	381, 300	398, 400	424, 300
50	256, 700	291, 400	335, 400	382, 000	399, 000	424, 600
51	257, 300	292, 200	336, 600	382, 700	399, 600	424, 800
52	257, 800	292, 900	337, 900	383, 300	400, 300	425, 100
53	258, 300	293, 400	339, 200	383, 700	400, 700	425, 300
54	258, 700	294, 000	340, 100	384, 300	401, 300	425, 600
55	259, 000	294, 600	341, 200	384, 900	401, 900	425, 900
56	259, 400	295, 300	342, 300	385, 600	402, 400	426, 200
57	259, 600	295, 900	343, 000	385, 900	402, 800	426, 400
58	259, 900	296, 600	343, 900	386, 600	403, 400	426, 700
59	260, 200	297, 200	344, 600	387, 300	404, 000	427, 000
60	260, 500	297, 900	345, 400	387, 900	404, 500	427, 200
61	260, 800	298, 500	346, 200	388, 200	404, 900	427, 400
62	261, 100	299, 100	346, 600	388, 700	405, 400	427, 700
63	261, 400	299, 600	347, 100	389, 300	405, 900	428, 000
64	261, 700	300, 100	347, 800	389, 900	406, 500	428, 200
65	262, 000	300, 600	348, 600	390, 200	406, 800	428, 400
66	262, 300	301, 200	349, 300	390, 800	407, 200	428, 700
67	262, 600	301, 700	350, 100	391, 500	407, 500	429, 000
68	262, 900	302, 300	350, 700	392, 100	408, 000	429, 200
69	263, 200	302, 700	351, 200	392, 500	408, 300	429, 400
70	263, 500	303, 200	351, 800	393, 100	408, 600	429, 700
71	263, 900	303, 600	352, 300	393, 700	408, 900	430, 000
72	264, 200	304, 300	352, 900	394, 200	409, 100	430, 200
73	264, 500	304, 900	353, 200	394, 700	409, 300	430, 400
74	264, 800	305, 200	353, 700	395, 300	409, 600	

75	265, 100	305, 500	354, 000	395, 700	409, 900
76	265, 400	305, 800	354, 400	396, 000	410, 100
77	265, 700	305, 900	354, 800	396, 400	410, 300
78	266, 000	306, 300	355, 300	396, 900	410, 600
79	266, 300	306, 500	355, 800	397, 300	410, 900
80	266, 700	306, 800	356, 300	397, 700	411, 100
81	267, 000	307, 000	356, 600	398, 100	411, 300
82	267, 100	307, 200	357, 000	398, 600	411, 600
83	267, 400	307, 500	357, 400	399, 000	411, 900
84	267, 800	307, 700	357, 800	399, 400	412, 100
85	268, 100	308, 000	358, 100	399, 700	412, 300
86	268, 400	308, 300	358, 500	400, 200	
87	268, 700	308, 600	358, 900	400, 600	
88	269, 000	308, 900	359, 300	401, 000	
89	269, 300	309, 200	359, 500	401, 300	
90	269, 700	309, 500	359, 900	401, 800	
91	270, 000	309, 800	360, 300	402, 200	
92	270, 300	310, 100	360, 700	402, 600	
93	270, 700	310, 200	360, 800	402, 900	
94		310, 400	361, 200		
95		310, 800	361, 600		
96		311, 200	361, 900		
97		311, 400	362, 200		
98		311, 700	362, 600		
99		312, 000	363, 000		
100		312, 400	363, 500		
101		312, 600	364, 000		
102		312, 900	364, 400		
103		313, 200	364, 800		
104		313, 500	365, 200		
105		313, 700	365, 700		
106		314, 000	366, 100		
107		314, 300	366, 400		
108		314, 600	366, 700		
109		314, 800	367, 100		
110		315, 100			
111		315, 500			
112		315, 800			
113		316, 000			
114		316, 200			
115		316, 500			

基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額	基 給 料 月 額
116	316,900								
117	317,100								
118	317,300								
119	317,600								
120	317,900								
121	318,200								
122	318,400								
123	318,700								
124	319,100								
125	319,400								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額 円								
	201,900	229,600	271,700	292,400	308,200	334,600	377,800	412,500	466,100
									548,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分 職務の区分 号俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額	9 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	227,400	248,600	271,800	310,700	346,900	368,600	399,900	436,600	483,600
2	229,800	250,800	273,700	311,700	348,400	370,300	401,600	438,200	489,700
3	232,300	253,000	275,800	312,600	349,800	372,000	403,200	439,700	494,600
4	234,700	255,300	277,900	313,500	351,300	373,600	404,900	441,300	498,900
5	237,000	257,500	280,000	314,100	352,900	375,200	406,400	442,700	502,900
6	239,400	259,500	281,300	314,800	354,300	377,000	408,000	444,300	506,300
7	241,800	261,500	282,600	315,400	355,600	378,600	409,600	445,700	509,300
8	244,100	263,300	283,900	316,100	356,900	380,100	411,200	447,100	511,800
9	246,300	265,100	285,200	316,700	358,200	381,700	412,700	448,300	514,000
10	248,400	266,800	286,500	317,400	359,800	383,300	414,400	449,700	
11	250,500	268,600	287,700	318,100	361,400	384,900	416,000	451,200	
12	252,500	270,000	288,900	318,700	363,000	386,500	417,600	452,700	
13	254,500	271,400	290,100	319,400	364,400	388,100	419,100	454,100	
14	256,500	273,200	291,100	320,100	366,000	389,800	421,100	455,800	
15	258,500	274,500	292,100	320,800	367,500	391,400	423,100	457,400	
16	260,100	275,900	293,500	321,600	369,000	393,000	425,100	459,000	
17	261,700	277,300	294,600	322,300	370,500	394,600	426,700	460,400	
18	263,200	278,500	295,800	323,100	372,100	396,200	428,400	462,100	
19	264,700	279,800	296,900	324,100	373,600	397,800	430,000	463,800	
20	266,200	280,900	298,000	324,900	375,100	399,400	431,700	465,400	
21	267,800	282,200	299,200	325,800	376,700	400,800	433,300	466,800	
22	269,300	283,300	299,800	326,900	378,300	402,500	434,800	467,500	
23	270,800	284,500	300,300	328,300	379,900	404,200	436,300	468,300	
24	272,400	285,600	300,900	329,600	381,500	405,900	437,700	469,000	
25	273,800	286,900	301,300	330,800	382,900	407,600	439,000	469,400	
26	275,000	288,200	301,900	332,300	384,600	409,600	440,500	469,900	
27	276,200	289,400	302,400	333,600	386,300	411,600	442,000	470,500	
28	277,400	290,600	302,900	334,700	387,900	413,500	443,400	471,100	
29	278,600	291,500	303,300	335,600	389,600	415,200	444,900	471,700	
30	279,700	292,500	303,900	336,800	391,200	416,600	446,200	472,400	
31	280,800	293,600	304,400	337,800	392,800	417,700	447,400	472,900	
32	282,000	294,700	304,900	338,900	394,400	419,000	448,600	473,400	
33	283,300	296,000	305,400	340,100	396,200	420,100	449,600	473,900	
34	284,600	296,500	306,000	341,300	398,200	421,200	450,300	474,200	
35	285,800	297,100	306,400	342,500	400,200	422,200	451,000	474,500	
36	287,100	297,700	306,900	343,600	402,200	423,200	451,700	474,900	
37	288,000	298,100	307,400	344,700	403,900	424,400	452,200	475,200	

38	289,000	298,700	308,000	345,900	405,600	425,400	452,600	475,400
39	290,100	299,300	308,600	347,100	407,100	426,500	453,100	475,700
40	291,200	299,800	309,100	348,300	408,600	427,600	453,400	475,900
41	292,400	300,200	309,700	349,400	409,900	428,800	453,700	476,200
42	293,000	300,800	310,400	350,400	410,900	429,600	454,000	476,400
43	293,600	301,400	311,100	351,700	411,900	430,400	454,300	476,600
44	294,100	302,000	311,700	352,900	412,900	431,000	454,600	476,800
45	294,500	302,300	312,300	354,000	413,900	431,500	454,800	477,200
46	295,100	302,800	313,100	355,300	415,000	432,200	455,100	
47	295,600	303,300	313,900	356,500	416,100	432,900	455,400	
48	296,100	303,800	314,600	357,700	417,200	433,500	455,600	
49	296,500	304,300	315,400	358,900	418,500	434,200	455,900	
50	297,000	304,800	316,400	360,200	419,300	434,600	456,200	
51	297,500	305,400	317,400	361,500	420,100	435,200	456,500	
52	298,000	305,900	318,400	362,900	420,700	435,800	456,800	
53	298,500	306,500	319,400	363,800	421,200	436,200	457,000	
54	299,100	307,100	320,500	365,100	421,900	436,600	457,300	
55	299,500	307,800	321,500	366,300	422,500	437,100	457,600	
56	299,900	308,500	322,600	367,500	423,300	437,600	457,900	
57	300,400	309,100	323,600	368,600	423,600	438,200	458,100	
58	300,900	309,900	324,700	369,800	424,300	438,700	458,400	
59	301,400	310,700	325,800	371,200	425,000	439,100	458,700	
60	301,800	311,400	327,000	372,700	425,500	439,500	458,900	
61	302,400	312,200	327,700	374,100	425,900	439,900	459,100	
62	302,700	313,000	328,800	375,600	426,300	440,200	459,400	
63	303,200	313,800	329,900	377,100	426,800	440,500	459,700	
64	303,600	314,700	331,000	378,500	427,300	440,800	460,000	
65	304,100	315,500	332,000	379,700	427,800	441,100	460,200	
66	304,600	316,300	333,100	381,200	428,200	441,400	460,500	
67	305,000	317,100	334,200	382,500	428,700	441,700	460,800	
68	305,400	317,900	335,300	383,900	429,200	441,900	461,100	
69	305,900	318,800	336,300	385,000	429,700	442,100	461,300	
70	306,300	319,700	337,400	386,200	430,200	442,400	461,600	
71	306,700	320,600	338,600	387,400	430,800	442,700	461,900	
72	307,200	321,500	339,800	388,600	431,300	442,800	462,200	
73	307,700	322,100	340,600	389,900	431,700	443,000	462,400	
74	308,300	323,000	341,800	391,100	432,300	443,300		
75	308,900	323,900	343,100	392,300	432,800	443,600		
76	309,300	324,700	344,400	393,400	433,000	443,800		
77	309,800	325,200	345,700	394,600	433,300	444,000		
78	310,300	326,200	347,100	395,800	433,800	444,300		
79	310,900	327,100	348,500	396,900	434,100	444,600		
80	311,500	328,100	349,900	398,100	434,400	444,800		
81	312,000	329,000	351,300	399,200	434,700	445,000		
82	312,400	330,000	353,000	399,800	435,100	445,300		
83	313,200	331,000	354,400	400,300	435,500	445,600		
84	313,800	332,000	355,900	400,800	435,900	445,800		
85	314,400	332,900	357,300	401,400	436,200	446,000		

86	315,000	333,900	358,800	402,000	436,600
87	315,700	334,900	360,300	402,600	437,000
88	316,400	335,900	361,700	403,200	437,400
89	317,100	336,700	363,000	403,500	437,700
90	317,800	338,100	364,200	404,000	438,100
91	318,600	339,300	365,500	404,500	438,500
92	319,300	340,500	366,800	405,000	438,900
93	319,800	341,700	368,100	405,400	439,200
94	320,700	343,000	369,600	405,800	
95	321,600	344,200	371,100	406,300	
96	322,400	345,400	372,500	406,800	
97	323,100	346,600	373,800	407,200	
98	323,900	347,900	375,000	407,700	
99	324,900	349,100	376,100	408,300	
100	325,800	350,400	377,300	408,700	
101	326,700	351,800	378,400	409,000	
102	327,700	352,700	379,600	409,400	
103	328,700	353,700	380,700	409,800	
104	329,600	354,800	381,800	410,100	
105	330,400	355,900	383,000	410,400	
106	331,000	357,000	383,500	410,900	
107	331,600	358,000	384,100	411,400	
108	332,200	359,000	384,700	411,900	
109	332,700	360,200	385,300	412,200	
110	333,200	361,200	385,800	412,700	
111	333,600	362,200	386,200	413,200	
112	334,100	363,100	386,700	413,700	
113	334,900	364,000	387,100	414,000	
114	335,600	365,000	387,500	414,500	
115	336,300	366,000	388,000	415,000	
116	336,900	367,000	388,500	415,500	
117	337,500	368,000	388,900	415,900	
118	338,200	368,400	389,400	416,400	
119	338,900	369,000	390,000	416,800	
120	339,600	369,600	390,500	417,300	
121	340,200	369,900	390,700	417,700	
122	340,500	370,300	391,200	418,200	
123	341,000	370,700	391,700	418,600	
124	341,500	371,100	392,100	419,100	
125	341,800	371,500	392,600	419,500	
126	341,900	371,900	393,200		
127	342,300	372,300	393,700		
128	342,700	372,700	394,200		
129	343,100	373,100	394,500		
130	343,500	373,500	395,000		
131	343,900	373,900	395,500		
132	344,300	374,300	396,000		

定年 前 再 任 用	短時 間勤 務職 員	基 給 料 月 額										
133		374,500	396,300									
134		375,000	396,800									
135		375,300	397,200									
136		375,600	397,600									
137		375,900	397,900									
138		376,300	398,300									
139		376,800	398,800									
140		377,300	399,300									
141		377,600	399,600									
142		378,200										
143		378,700										
144		379,200										
145		379,500										

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3(第4条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員区分 職務の区分 号俸給	1 級			2 級			特2級			3 級			4 級		
	月額	料給	料給	月額	料給	月額	料給	月額	料給	月額	料給	月額	料給	月額	料給
1	214,600	261,900	335,200	392,500	468,500										
2	217,000	263,300	337,000	394,000	470,300										
3	219,400	264,700	338,800	395,400	472,100										
4	221,700	266,100	340,500	396,800	473,900										
5	223,900	267,600	342,100	398,200	475,600										
6	226,200	268,800	344,100	399,600	477,300										
7	228,400	270,100	346,000	401,100	479,200										
8	230,700	271,200	347,800	402,600	481,000										
9	232,900	272,500	349,600	403,900	482,800										
10	235,100	273,600	351,600	405,300	484,400										
11	237,300	274,700	353,500	406,800	486,000										
12	239,500	275,900	355,100	408,300	487,500										
13	241,800	277,300	356,800	409,600	489,000										
14	243,900	278,900	358,500	411,100	490,300										
15	246,000	280,600	360,100	412,600	491,700										
16	248,100	282,300	361,700	414,200	493,000										
17	250,100	284,000	363,300	415,600	494,200										
18	252,000	286,100	364,600	417,200	494,800										
19	253,700	288,300	365,800	418,800	495,400										
20	255,500	290,600	367,000	420,300	496,100										
21	257,200	292,800	368,300	421,500	496,800										
22	258,500	295,000	369,900	422,900											
23	259,800	297,200	371,500	424,300											
24	261,000	299,300	373,000	425,700											
25	262,200	301,300	374,400	427,300											
26	263,400	303,300	376,000	428,700											
27	264,600	305,200	377,600	430,000											
28	265,800	307,000	379,100	431,400											
29	267,000	308,800	380,600	432,800											
30	267,900	310,700	382,200	434,100											
31	269,000	312,500	383,800	435,600											
32	270,100	314,200	385,300	437,100											
33	271,200	316,000	386,800	438,800											

34	272, 300	317, 800	388, 400	440, 200
35	273, 500	319, 500	389, 900	441, 800
36	274, 800	321, 100	391, 400	443, 300
37	276, 000	322, 700	392, 900	445, 000
38	277, 100	324, 400	394, 400	446, 500
39	278, 300	326, 200	395, 900	448, 100
40	279, 400	327, 900	397, 300	449, 700
41	280, 700	329, 300	398, 600	451, 200
42	281, 700	331, 100	400, 100	452, 800
43	282, 700	332, 900	401, 600	454, 000
44	283, 600	334, 700	403, 000	455, 200
45	284, 300	336, 200	404, 500	456, 400
46	285, 100	338, 100	406, 100	457, 700
47	285, 900	339, 900	407, 700	458, 900
48	286, 700	341, 600	409, 100	460, 100
49	287, 400	343, 300	410, 400	461, 200
50	288, 200	345, 000	411, 800	462, 400
51	288, 900	346, 800	413, 200	463, 600
52	289, 800	348, 500	414, 500	464, 800
定年 前再 任用	290, 600	350, 200	415, 700	466, 000
短時 間勤	291, 400	351, 500	416, 900	467, 300
務職 員以 外の 職員	292, 000	352, 900	418, 200	468, 500
53	292, 800	354, 200	419, 500	469, 700
54	293, 500	355, 700	420, 800	470, 800
55	294, 100	357, 300	422, 100	471, 400
56	294, 900	358, 800	423, 500	471, 900
57	295, 800	360, 400	424, 800	472, 400
58	296, 500	361, 800	426, 000	472, 900
59	297, 100	363, 400	427, 400	473, 500
60	297, 900	365, 100	428, 800	474, 000
61	298, 500	366, 500	430, 100	474, 500
62	299, 500	368, 000	431, 300	475, 000
63	300, 300	369, 600	432, 500	475, 600
64	301, 000	371, 200	433, 800	476, 100
65	301, 800	372, 700	435, 200	476, 600
66	302, 300	374, 200	436, 500	477, 100
67	303, 000	375, 800	437, 700	441, 200
68	303, 700	377, 300	438, 800	442, 300
69	304, 400	378, 800	440, 000	444, 500
70	305, 100	380, 300	441, 200	441, 200
71	305, 800	381, 900	443, 500	443, 500
72	306, 600	383, 500	444, 000	444, 000
73	307, 000	385, 000	445, 000	445, 000

77	307, 600	386, 400	445, 600
78	308, 300	387, 800	446, 600
79	309, 000	389, 300	447, 600
80	309, 600	390, 600	448, 600
81	310, 100	391, 900	449, 500
82	310, 700	393, 300	450, 300
83	311, 400	394, 600	451, 100
84	312, 100	396, 000	451, 900
85	312, 600	397, 100	452, 700
86	313, 500	398, 500	453, 100
87	314, 200	399, 800	453, 500
88	314, 800	401, 100	453, 900
89	315, 500	402, 300	454, 300
90	316, 300	403, 600	454, 600
91	317, 100	404, 700	454, 900
92	317, 900	405, 900	455, 100
93	318, 400	407, 100	455, 400
94	319, 200	408, 200	455, 700
95	320, 000	409, 500	456, 000
96	320, 800	410, 700	456, 200
97	321, 500	412, 100	456, 400
98	322, 200	413, 100	
99	323, 000	414, 100	
100	323, 700	415, 100	
101	324, 500	416, 000	
102	325, 300	417, 000	
103	326, 200	418, 100	
104	327, 000	419, 200	
105	327, 600	419, 900	
106	328, 400	420, 800	
107	329, 200	421, 700	
108	330, 000	422, 600	
109	330, 800	423, 500	
110	331, 200	424, 300	
111	331, 400	425, 100	
112	331, 900	425, 900	
113	332, 400	426, 500	
114	332, 800	427, 200	
115	333, 300	427, 900	
116	333, 700	428, 600	
117	334, 100	429, 200	
118	334, 700	429, 700	
119	335, 100	430, 100	

		基給	基給	基給	基給	基給	基給
		料	月	額	月	額	月
120	335, 600			430, 400			
121	336, 100			430, 700			
122	336, 500			431, 000			
123	336, 900			431, 300			
124	337, 400			431, 500			
125	337, 900			431, 700			
126	338, 200			432, 000			
127	338, 500			432, 300			
128	338, 800			432, 500			
129	339, 000			432, 700			
130	339, 300			433, 000			
131	339, 600			433, 300			
132	339, 800			433, 500			
133	340, 000			433, 700			
134	340, 200			434, 000			
135	340, 400			434, 300			
136	340, 700			434, 500			
137	341, 000			434, 700			
138	341, 200			435, 000			
139	341, 500			435, 300			
140	341, 800			435, 500			
141	342, 000			435, 700			
142	342, 200			436, 000			
143	342, 500			436, 300			
144	342, 700			436, 500			
145	343, 000			436, 700			
146	343, 200			437, 000			
147	343, 500			437, 300			
148	343, 800			437, 500			
149	344, 000			437, 700			
150	344, 200						
151	344, 500						
152	344, 800						
153	345, 000						

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校长、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区分	職務 の級 号俸 給	1 級			2 級			特2級			3 級			4 級		
		給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
1	214,600	235,900	335,200	364,700	451,700											
2	217,000	238,300	337,000	366,300	453,100											
3	219,400	240,700	338,800	367,800	454,300											
4	221,700	243,300	340,500	369,200	455,600											
5	223,900	245,700	342,100	370,600	456,700											
6	226,200	248,100	344,100	372,000	457,800											
7	228,400	250,500	346,000	373,300	459,000											
8	230,700	253,000	347,800	374,700	460,200											
9	232,900	255,500	349,600	376,100	461,500											
10	235,100	257,100	351,600	377,400	462,700											
11	237,300	258,700	353,500	378,800	463,800											
12	239,500	260,300	355,100	379,900	464,900											
13	241,800	261,900	356,800	381,100	466,100											
14	243,900	263,300	358,500	382,400	466,900											
15	246,000	264,700	360,100	383,600	467,800											
16	248,100	266,100	361,700	384,800	468,700											
17	250,100	267,600	363,300	385,900	469,600											
18	252,000	268,800	364,600	387,100	470,000											
19	253,700	270,100	365,800	388,300	470,500											
20	255,500	271,200	367,000	389,400	471,000											
21	257,200	272,500	368,300	390,400	471,500											
22	258,500	273,600	369,600	391,600	471,900											
23	259,800	274,700	371,100	392,800	472,400											
24	261,000	275,900	372,400	393,900	472,900											
25	262,200	277,300	373,600	395,000	473,400											
26	263,300	278,900	375,000	396,200												
27	264,400	280,600	376,300	397,300												
28	265,500	282,300	377,700	398,400												
29	266,800	284,000	378,800	399,500												
30	267,800	286,100	380,200	400,700												
31	268,900	288,300	381,500	402,000												
32	270,000	290,600	382,800	403,100												
33	271,100	292,800	384,100	404,000												

34	272, 100	295, 000	385, 300	405, 100
35	273, 100	297, 200	386, 400	406, 300
36	274, 200	299, 300	387, 700	407, 500
37	275, 400	301, 300	388, 900	408, 700
38	276, 300	303, 300	390, 100	410, 000
39	277, 300	305, 200	391, 300	411, 200
40	278, 400	307, 000	392, 400	412, 400
41	279, 600	308, 800	393, 500	413, 500
42	280, 700	310, 700	394, 700	414, 800
43	281, 800	312, 500	395, 900	415, 800
44	282, 900	314, 200	397, 000	416, 900
45	283, 900	316, 000	398, 200	418, 100
46	284, 700	317, 800	399, 500	419, 300
47	285, 500	319, 500	400, 700	420, 500
48	286, 300	321, 100	401, 800	421, 700
49	286, 900	322, 700	402, 700	422, 800
50	287, 700	324, 400	403, 900	423, 800
51	288, 400	326, 200	404, 900	425, 200
52	289, 100	327, 900	406, 000	426, 400
53	290, 000	329, 300	406, 800	427, 600
54	290, 800	331, 100	407, 900	428, 700
55	291, 300	332, 900	408, 900	429, 800
56	292, 000	334, 700	410, 000	430, 900
57	292, 700	336, 200	411, 100	431, 900
58	293, 500	338, 100	412, 100	433, 100
59	294, 300	339, 900	413, 200	434, 300
60	295, 000	341, 600	414, 300	435, 500
61	295, 600	343, 300	415, 300	436, 100
62	296, 300	345, 000	416, 400	436, 900
63	297, 000	346, 800	417, 500	437, 600
64	297, 600	348, 500	418, 500	438, 200
65	298, 200	350, 200	419, 400	438, 500
66	298, 900	351, 500	420, 300	438, 800
67	299, 500	352, 900	421, 300	439, 200
68	300, 100	354, 200	422, 300	439, 600
69	300, 800	355, 700	423, 100	439, 900
70	301, 500	357, 100	424, 000	440, 300
71	302, 100	358, 700	424, 700	440, 600
72	303, 000	360, 200	425, 500	440, 900
73	303, 300	361, 500	426, 200	441, 200
74	303, 900	363, 000	426, 800	441, 500
75	304, 600	364, 500	427, 500	441, 800
76	305, 100	365, 900	428, 200	442, 100

77	305, 700	367, 300	428, 800	442, 300
78	306, 300	368, 900	429, 500	442, 600
79	306, 900	370, 400	430, 000	442, 900
80	307, 500	371, 900	430, 600	443, 100
81	308, 100	373, 200	431, 000	443, 300
82	308, 600	374, 500	431, 400	443, 600
83	309, 200	375, 800	431, 700	443, 900
84	309, 800	377, 100	432, 000	444, 100
85	310, 200	378, 300	432, 200	444, 300
86	310, 600	379, 500	432, 500	444, 600
87	311, 100	380, 500	432, 800	444, 900
88	311, 600	381, 600	433, 000	445, 100
89	312, 000	382, 700	433, 200	445, 300
90	312, 500	383, 800	433, 500	
91	312, 900	384, 900	433, 800	
92	313, 400	386, 000	434, 000	
93	313, 700	387, 200	434, 200	
94	314, 200	388, 200	434, 500	
95	314, 700	389, 200	434, 800	
96	315, 100	390, 300	435, 000	
97	315, 400	391, 300	435, 200	
98	315, 800	392, 300	435, 500	
99	316, 200	393, 200	435, 800	
100	316, 600	394, 100	436, 000	
101	317, 000	395, 000	436, 200	
102	317, 300	396, 000	436, 500	
103	317, 600	396, 800	436, 800	
104	317, 900	397, 700	437, 000	
105	318, 100	398, 500	437, 300	
106	318, 400	399, 400		
107	318, 700	400, 300		
108	318, 900	401, 200		
109	319, 100	402, 000		
110	319, 300	403, 000		
111	319, 600	403, 900		
112	319, 900	404, 800		
113	320, 200	405, 400		
114	320, 400	406, 300		
115	320, 600	407, 200		
116	320, 900	408, 100		
117	321, 200	409, 000		
118	321, 300	409, 700		
119	321, 600	410, 500		

120	321, 900	411, 300
121	322, 000	411, 900
122	322, 200	412, 600
123	322, 500	413, 300
124	322, 800	413, 900
125	323, 000	414, 500
126		415, 200
127		415, 700
128		416, 300
129		416, 900
130		417, 500
131		418, 000
132		418, 500
133		418, 800
134		419, 100
135		419, 300
136		419, 600
137		419, 900
138		420, 200
139		420, 500
140		420, 800
141		421, 100
142		421, 400
143		421, 700
144		422, 000
145		422, 300
146		422, 600
147		422, 900
148		423, 100
149		423, 300
150		423, 600
151		423, 900
152		424, 100
153		424, 300
154		424, 600
155		424, 900
156		425, 100
157		425, 300
158		425, 600
159		425, 900
160		426, 100
161		426, 300

定年 前再 任用	基 給 料	月 基 給 額										
短時 間勤 務職 員	円		円		円		円		円		円	
	240, 300		288, 100		316, 800		344, 300		344, 300		344, 300	
												429, 000

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4(第4条関係)

研究職給料表

職員区分	職務の級号俸給	1級	2級	3級	4級	5級
	円	円	円	円	円	円
1	197,800	248,800	341,600	391,600	463,800	
2	198,900	253,200	343,700	393,000	474,100	
3	200,100	256,000	345,700	394,400	483,800	
4	201,200	258,700	347,500	395,800	493,800	
5	202,300	261,300	349,400	397,200	503,800	
6	204,600	263,000	351,300	398,600	513,900	
7	206,700	264,500	353,300	399,900	522,700	
8	208,800	266,000	355,200	401,400	530,700	
9	210,900	267,600	357,000	402,800	538,500	
10	212,900	269,500	358,600	404,300	545,700	
11	214,900	271,500	360,100	405,700	551,000	
12	217,000	273,400	361,700	407,100	555,600	
13	219,000	275,500	363,300	408,400	558,600	
14	220,900	277,600	364,600	409,900	560,600	
15	222,900	279,800	365,400	411,400		
16	224,600	282,000	366,200	413,000		
17	226,300	284,200	367,300	414,500		
18	228,100	286,500	368,600	416,100		
19	230,000	288,900	369,800	417,700		
20	231,800	291,300	371,000	419,400		
21	233,600	293,600	372,200	420,600		
22	235,400	295,700	373,300	422,000		
23	237,100	297,800	374,300	423,400		
24	238,800	299,800	375,300	424,700		
25	240,500	301,800	376,400	426,100		
26	242,800	303,800	377,500	427,400		
27	244,600	305,700	378,300	428,900		
28	246,500	307,600	379,300	430,400		
29	248,500	309,500	380,200	431,600		
30	249,500	311,000	381,000	432,800		
31	250,600	312,500	381,800	434,400		
32	251,700	314,000	382,600	435,900		
33	253,100	315,600	383,300	437,200		
34	254,400	317,100	384,100	438,700		
35	255,800	318,600	384,900	440,100		

36	257, 200	320, 000	385, 700	441, 500
37	258, 700	321, 400	386, 400	442, 900
38	260, 200	322, 300	387, 100	444, 300
39	261, 700	323, 200	387, 900	445, 700
40	263, 300	324, 000	388, 900	447, 100
41	264, 700	324, 700	389, 800	448, 200
42	266, 000	325, 200	390, 700	449, 500
43	267, 400	325, 700	391, 900	450, 900
44	268, 900	326, 100	393, 100	452, 200
45	270, 400	326, 400	393, 800	453, 100
46	271, 700	327, 000	394, 800	453, 900
47	272, 900	327, 500	395, 700	454, 800
48	274, 100	327, 900	396, 400	455, 700
49	275, 300	328, 300	397, 100	456, 500
50	276, 400	328, 700	397, 800	457, 300
51	277, 600	329, 000	398, 400	457, 900
52	278, 700	329, 500	399, 000	458, 700
53	279, 600	329, 900	399, 600	459, 100
54	280, 700	330, 300	400, 300	459, 700
55	281, 700	330, 700	401, 100	460, 200
56	282, 700	331, 000	401, 900	460, 700
57	283, 800	331, 400	402, 500	461, 200
58	284, 500	331, 700	403, 300	
59	285, 000	332, 100	404, 000	
60	285, 600	332, 400	404, 700	
61	286, 200	332, 800	405, 300	
62	286, 800	333, 400	406, 000	
63	287, 400	334, 000	406, 600	
64	287, 900	334, 500	407, 300	
65	288, 500	334, 900	408, 000	
66	289, 000	335, 500	408, 700	
67	289, 600	336, 000	409, 300	
68	290, 100	336, 600	410, 000	
69	290, 700	337, 100	410, 700	
70	291, 400	337, 600	411, 200	
71	292, 000	338, 100	411, 800	
72	292, 600	338, 700	412, 400	
73	293, 200	339, 200	412, 900	
74	293, 800	339, 900	413, 500	
75	294, 500	340, 600	414, 100	
76	295, 200	341, 300	414, 600	
77	295, 800	341, 900	415, 100	
78	296, 500	342, 500	415, 600	
79	297, 200	343, 200	416, 100	

80	297,700	343,900	416,800
81	298,300	344,600	417,200
82	298,900	345,300	417,700
83	299,600	346,000	418,200
84	300,200	346,700	418,900
85	300,700	347,200	419,300
86	301,300	347,700	419,800
87	302,000	348,000	420,300
88	302,600	348,400	421,000
89	303,100	348,700	421,400
90	303,700	349,200	
91	304,400	349,400	
92	305,000	349,900	
93	305,600	350,200	
94	306,200	350,500	
95	306,800	350,900	
96	307,400	351,300	
97	307,700	351,800	
98	308,300	352,300	
99	308,900	352,800	
100	309,400	353,300	
101	309,800	353,800	
102	310,200	354,300	
103	310,400	354,800	
104	310,900	355,300	
105	311,300	355,700	
106	311,700	356,100	
107	312,100	356,600	
108	312,400	357,000	
109	312,600	357,500	
110	313,000	357,900	
111	313,300	358,300	
112	313,500	358,700	
113	313,800	359,200	
114	314,100	359,600	
115	314,400	360,000	
116	314,700	360,400	
117	314,900	360,900	
118	315,200	361,300	
119	315,400	361,700	
120	315,700	362,100	
121	316,000	362,500	

この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 職務 区分 の区 分	号俸 給	料 金	月 額	1 級			2 級			3 級			4 級		
				給	料	月	給	料	月	給	料	月	給	料	月
1			円				419,000			474,100			570,700		
2				308,100			421,700			476,100			576,900		
3				310,400			424,300			478,000			582,000		
4				312,700			426,700			480,000			586,800		
5				315,000											
6				317,100			429,000			481,400			591,100		
7				320,600			431,300			483,100			595,400		
8				324,100			433,300			484,900			598,900		
9				327,600			435,400			486,700			601,800		
10				331,000			437,500			488,500			604,400		
11				334,500			439,000			490,100			606,700		
12				337,900			440,500			492,000					
13				341,400			442,300			493,800					
14				344,800			443,500			495,600					
15				348,300			444,900			497,300					
16				351,700			446,400			499,100					
17				355,200			447,800			500,900					
18				358,600			449,100			502,800					
19				361,700			450,600			504,700					
20				364,900			452,000			506,600					
21				368,200			453,500			508,500					
22				371,500			454,700			510,400					
23				374,600			456,200			512,100					
24				377,700			457,700			513,900					
25				380,800			459,100			515,800					
26				383,900			460,500			517,400					
27				386,200			461,900			519,200					
28				388,500			463,200			521,000					
29				390,700			464,600			522,600					
30				392,700			466,100			524,000					
31				394,400			467,300			525,700					
32				396,100			468,700			527,500					
33				397,900			470,100			529,300					
34				399,600			471,500			530,800					
35				401,400			472,900			532,100					
36				403,000			474,100			533,400					
37				404,400			475,500			534,700					
38				405,800			477,000			535,700					
39				407,200			478,700			537,000					
				408,600			480,300			538,300					

40	410,000	481,800	539,600
41	411,500	483,400	540,600
42	412,200	484,600	541,400
43	412,500	485,800	542,300
44	413,900	486,900	543,100
45	414,200	487,900	544,000
46	414,800	488,800	544,800
47	415,400	489,700	545,600
48	415,900	490,500	546,300
49	416,400	491,200	547,100
50	416,800	491,900	547,900
51	417,300	492,600	548,600
52	417,700	493,200	549,500
53	418,100	493,800	550,400
54	418,400	494,500	551,200
55	418,700	495,100	552,100
56	419,100	495,700	553,000
57	419,400	496,000	553,800
58	419,800	496,600	554,600
59	420,100	497,200	555,400
60	420,600	498,000	556,200
61	421,000	498,400	557,000
62	421,300	499,000	557,900
63	421,600	499,700	558,800
64	421,900	500,400	559,700
65	422,200	500,800	560,500
66		501,400	561,400
67		502,000	562,300
68		502,500	563,200
69		503,000	564,000
70		503,500	564,900
71		504,000	565,800
72		504,500	566,700
73		504,900	567,500
74		505,400	
75		505,800	
76		506,200	
77		506,700	
78		507,300	
79		507,900	
80		508,300	
81		508,800	
82		509,400	
83		510,000	
84		510,500	
85		511,000	

基給	料	月	基給	料	月	基給	料	月	基給	料	月	基給	料	月
定年 前再用			基給	準額		基給	準額		基給	準額		基給	料	月
任用 短時 間勤務職 務員			円	円		円	円		円	円		円	円	円
			315,400	359,400			416,100			492,400				

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区分	職務 の級 号俸	給 料 月 領 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		円	円	円	円	円	円	円	円
1	202,600	241,800	276,600	295,700	329,000	369,700	424,100		
2	204,800	243,100	277,500	296,500	330,400	371,400	426,100		
3	206,900	244,400	278,100	297,200	331,500	373,000	428,000		
4	209,000	245,700	278,900	297,900	333,300	374,600	429,800		
5	211,000	247,000	279,700	298,600	334,600	376,200	431,600		
6	213,000	248,000	280,500	299,300	336,200	378,100	433,400		
7	215,000	249,000	281,300	300,000	337,700	379,600	435,200		
8	216,900	249,900	282,000	300,700	339,300	381,200	437,000		
9	218,700	251,000	282,800	301,500	340,600	382,500	438,600		
10	220,600	252,100	283,600	302,200	342,200	384,100	440,200		
11	222,500	253,300	284,400	303,000	343,700	385,700	441,700		
12	224,600	254,500	285,200	303,600	345,200	387,300	443,200		
13	226,300	255,700	286,000	304,200	346,600	389,200	444,700		
14	228,300	256,900	286,800	305,300	348,200	391,100	446,000		
15	230,600	258,100	287,400	306,400	349,700	393,000	447,300		
16	232,700	259,200	288,200	307,600	351,300	394,800	448,500		
17	234,800	260,200	289,100	308,800	352,800	396,400	449,700		
18	235,900	261,200	289,900	310,000	354,400	398,200	451,000		
19	236,900	262,300	290,700	311,100	356,000	399,900	452,300		
20	238,000	263,200	291,400	312,300	357,500	401,500	453,600		
21	239,100	264,300	292,200	313,500	358,800	403,200	454,800		
22	239,900	265,300	293,100	314,800	360,300	404,600	455,600		
23	240,800	266,100	294,000	316,000	361,800	406,000	456,400		
24	241,600	266,900	294,700	317,300	363,400	407,400	457,200		
25	242,500	267,700	295,500	318,300	364,900	408,800	457,800		
26	243,400	268,500	296,400	319,500	366,400	410,100	458,400		
27	244,300	269,300	297,300	320,600	367,900	411,300	459,000		
28	245,200	270,100	298,000	321,800	369,500	412,300	459,600		
29	246,100	270,900	298,800	323,000	371,000	413,400	460,300		
30	246,900	271,700	299,800	324,200	372,600	414,600	461,100		
31	247,600	272,500	300,600	325,400	373,700	415,700	461,500		
32	248,400	273,300	301,800	326,700	375,200	416,800	462,200		
33	249,100	274,100	302,700	327,700	376,400	417,500	462,700		
34	249,700	275,000	303,800	328,800	377,500	418,200	463,100		
35	250,400	275,400	304,800	330,000	378,700	418,800	463,500		

36	251,100	276,300	305,700	331,200	379,800	419,500	463,900
37	251,800	277,200	306,700	332,400	380,900	420,100	464,300
38	252,400	278,000	307,700	333,700	381,700	420,700	464,600
39	253,000	278,800	308,700	335,000	382,600	421,200	464,900
40	253,600	279,500	309,700	336,200	383,700	421,600	465,200
41	254,200	280,200	310,700	337,100	384,700	422,000	465,500
42	254,800	280,900	311,900	338,400	385,700	422,200	465,800
43	255,400	281,800	313,100	339,600	386,700	422,500	466,100
44	255,900	282,600	314,200	340,800	387,600	422,800	466,400
45	256,300	283,300	315,100	341,600	388,400	423,200	466,800
46	256,900	284,100	316,200	342,600	389,200	423,500	
47	257,300	284,900	317,300	343,600	390,100	423,800	
48	257,700	285,600	318,300	344,500	390,900	424,100	
49	258,100	286,300	319,400	345,400	391,400	424,300	
50	258,600	287,000	320,500	346,400	392,200	424,600	
51	259,100	287,500	321,600	347,400	393,000	424,800	
52	259,600	288,400	322,700	348,300	393,900	425,100	
53	259,900	289,000	323,700	348,800	394,300	425,300	
54	260,200	289,600	324,700	349,700	395,000	425,600	
55	260,500	290,300	325,800	350,500	395,700	425,900	
56	260,800	291,100	326,800	351,400	396,300	426,200	
57	261,100	291,600	327,600	352,100	396,700	426,400	
58	261,400	292,300	328,600	352,400	397,200	426,700	
59	261,700	293,000	329,600	352,700	397,800	427,000	
60	262,000	293,600	330,500	353,300	398,400	427,200	
61	262,300	294,100	331,400	353,900	398,800	427,400	
62	262,600	294,800	332,100	354,600	399,300	427,700	
63	262,900	295,500	332,800	355,300	399,800	428,000	
64	263,200	296,100	333,500	355,900	400,300	428,200	
65	263,600	296,600	334,100	356,600	400,900	428,400	
66	263,900	297,200	334,800	357,100	401,400	428,700	
67	264,200	297,900	335,400	357,700	402,000	429,000	
68	264,500	298,500	336,100	358,300	402,600	429,200	
69	264,800	299,100	336,700	358,600	403,100	429,400	
70	265,100	299,700	336,900	359,200	403,600	429,700	
71	265,400	300,300	337,200	359,600	404,000	430,000	
72	265,600	300,900	337,700	360,100	404,400	430,200	
73	265,800	301,500	338,300	360,600	404,700	430,400	
74	266,100	302,100	338,800	361,100	405,200		
75	266,400	302,400	339,300	361,600	405,600		
76	266,700	302,800	339,700	362,000	406,000		
77	266,800	303,100	340,300	362,300	406,400		
78	267,000	303,400	340,800	362,600	406,900		
79	267,400	303,600	341,200	362,800	407,300		

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員区分の区分	職務号俸給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
	月額給料	円	月額給料	円	月額給料	円	月額給料	円
1	223,500	256,700	296,300	309,800	333,500	376,400		
2	225,400	258,900	296,800	310,300	334,700	378,100		
3	227,200	261,100	297,300	310,800	335,500	379,800		
4	228,900	263,300	297,800	311,300	336,400	381,600		
5	230,700	265,500	298,200	311,800	337,300	383,400		
6	232,600	266,500	298,700	312,300	338,500	385,400		
7	234,400	267,300	299,200	312,900	339,800	387,400		
8	236,100	268,200	299,600	313,300	341,000	389,400		
9	237,800	269,000	300,000	313,800	341,900	391,100		
10	239,700	270,200	300,500	314,200	343,100	393,200		
11	241,600	271,300	301,000	314,900	344,200	395,400		
12	243,600	272,300	301,500	315,400	345,300	397,400		
13	245,400	273,000	301,900	315,800	346,400	399,300		
14	247,400	273,700	302,500	316,400	347,500	400,900		
15	249,400	274,400	302,800	317,100	348,600	402,700		
16	251,400	275,200	303,300	317,700	349,700	404,500		
17	253,400	276,300	303,800	318,300	350,800	406,200		
18	255,500	277,200	304,200	319,200	351,900	407,900		
19	257,600	278,100	304,700	320,100	353,000	410,000		
20	259,600	279,000	305,100	321,000	354,100	411,700		
21	261,500	280,000	305,600	321,800	355,300	413,400		
22	262,700	281,000	306,000	322,700	356,400	415,100		
23	263,800	282,000	306,500	323,600	357,500	416,900		
24	264,900	283,000	306,900	324,600	358,600	418,700		
25	266,000	283,800	307,400	325,200	359,700	420,300		
26	266,800	284,700	308,000	326,000	361,000	422,000		
27	267,700	285,600	308,800	326,900	362,300	423,900		
28	268,500	286,500	309,500	327,800	363,700	425,700		
29	269,300	287,500	310,200	328,500	364,900	427,200		
30	270,100	288,200	310,900	329,600	366,400	428,700		
31	270,800	288,900	311,600	330,700	367,900	430,200		
32	271,500	289,600	312,400	331,700	369,400	431,500		
33	272,300	290,100	313,100	332,800	370,600	432,800		
34	272,900	290,800	314,000	333,900	372,100	433,900		
35	273,500	291,300	314,600	335,000	373,500	435,100		

36	274,000	291,700	315,500	336,100	374,900	436,300
37	274,600	292,100	316,000	337,200	376,300	437,600
38	275,300	292,700	316,800	338,300	377,300	438,800
39	276,000	293,200	317,600	339,400	378,700	440,000
40	276,700	293,600	318,400	340,500	380,100	441,200
41	277,400	294,000	319,000	341,300	381,400	442,400
42	278,000	294,500	320,000	342,400	382,800	443,400
43	278,700	295,000	321,000	343,500	384,100	444,500
44	279,300	295,500	321,900	344,500	385,400	445,600
45	280,100	296,000	322,700	345,400	386,900	446,600
46	280,800	296,400	323,700	346,400	388,100	447,100
47	281,500	296,900	324,700	347,400	389,200	447,600
48	282,100	297,300	325,700	348,400	390,400	448,000
49	282,700	297,800	326,600	349,600	391,500	448,600
50	283,200	298,200	327,500	350,900	392,400	449,100
51	283,600	298,700	328,500	352,200	393,400	449,500
52	284,000	299,200	329,500	353,400	394,400	450,000
53	284,300	299,600	330,300	354,300	395,000	450,500
54	284,800	300,000	331,100	355,500	395,800	450,900
55	285,200	300,500	332,100	356,600	396,600	451,200
56	285,600	300,900	333,000	357,900	397,400	451,500
57	286,000	301,500	333,900	358,900	398,100	452,000
58	286,400	302,100	334,900	359,800	398,800	
59	286,700	302,800	335,900	360,900	399,500	
60	287,000	303,500	336,800	362,100	400,100	
61	287,400	304,200	337,800	363,200	400,700	
62	287,800	305,100	338,800	364,400	401,300	
63	288,200	306,000	340,000	365,700	402,000	
64	288,500	306,900	341,200	366,700	402,600	
65	288,800	307,500	341,900	367,700	403,300	
66	289,200	308,400	343,000	368,700	403,800	
67	289,600	309,200	344,100	369,800	404,400	
68	289,900	310,000	345,000	370,900	404,900	
69	290,300	310,700	346,100	371,700	405,300	
70	290,800	311,600	346,800	372,800	405,900	
71	291,200	312,500	347,900	373,900	406,300	
72	291,500	313,300	349,000	374,900	406,600	
73	291,900	314,200	350,200	375,600	406,900	
74	292,400	315,000	351,400	376,400	407,400	
75	292,900	315,900	352,500	377,200	407,900	
76	293,400	316,800	353,600	377,900	408,200	
77	293,900	317,600	354,700	378,500	408,500	
78	294,400	318,500	355,800	379,100	409,000	
79	295,000	319,500	356,800	379,600	409,500	

80	295,500	320,400	357,900	380,100	409,900
81	296,000	320,900	358,800	380,700	410,200
82	296,400	321,800	359,800	381,200	410,600
83	296,900	322,700	360,700	381,700	411,100
84	297,400	323,500	361,700	382,200	411,500
85	297,800	324,300	362,600	382,600	411,900
86	298,200	325,200	363,400	383,000	412,300
87	298,700	326,200	364,300	383,600	412,800
88	299,200	327,200	365,100	384,100	413,200
89	299,500	328,100	365,700	384,400	413,600
90	300,100	329,100	366,300	384,900	414,000
91	300,600	330,100	366,900	385,200	414,500
92	301,100	331,100	367,500	385,500	414,900
93	301,600	331,900	367,900	386,100	415,300
94	302,000	332,600	368,300	386,600	
95	302,500	333,300	368,800	387,100	
96	303,100	333,900	369,200	387,600	
97	303,700	334,500	369,700	388,200	
98	304,200	334,800	370,100	388,700	
99	304,700	335,400	370,600	389,200	
100	305,200	335,900	371,000	389,600	
101	305,600	336,300	371,300	390,200	
102	306,100	336,800	371,800	390,700	
103	306,400	337,400	372,200	391,200	
104	306,900	337,900	372,500	391,700	
105	307,300	338,300	372,900	392,300	
106	307,700	338,800	373,400	392,800	
107	308,200	339,300	373,900	393,300	
108	308,500	339,800	374,400	393,800	
109	308,700	340,200	374,900	394,400	
110	309,000	340,500	375,400		
111	309,200	340,800	375,900		
112	309,500	341,100	376,300		
113	309,800	341,400	376,700		
114	310,000	341,800	377,100		
115	310,300	342,100	377,600		
116	310,500	342,400	378,200		
117	310,800	342,600	378,600		
118	311,000	342,900	379,100		
119	311,300	343,200	379,600		
120	311,600	343,400	380,100		
121	311,900	343,600	380,400		
122	312,200	343,900			
123	312,500	344,200			

124	312,800	344,500
125	313,000	344,700
126	313,200	345,000
127	313,500	345,300
128	313,900	345,500
129	314,100	345,600
130	314,400	345,900
131	314,700	346,200
132	315,100	346,400
133	315,300	346,700
134	315,600	347,100
135	315,900	347,500
136	316,200	347,900
137	316,400	348,200
138	316,700	348,700
139	317,000	349,100
140	317,300	349,500
141	317,500	349,800
142	317,800	350,200
143	318,200	350,500
144	318,500	350,900
145	318,600	351,200
146	318,900	351,600
147	319,300	352,000
148	319,600	352,400
149	319,800	352,700
150	320,000	353,100
151	320,300	353,500
152	320,600	353,900
153	321,000	354,200
154	321,200	
155	321,400	
156	321,700	
157	322,000	
158	322,300	
159	322,600	
160	322,900	
161	323,300	
162	323,600	
163	323,900	
164	324,200	
165	324,600	
166	324,900	
167	325,200	

定年 前再用 短時間勤務職員	168 169	基給 基給 月額 325,900	基給 基給 月額 325,500	基給 基給 月額 325,500			基給 基給 月額 325,900			基給 基給 月額 325,900		
				基 料 円	準 料 円	月 額 円	基 料 円	準 料 円	月 額 円	基 料 円	準 料 円	月 額 円
		250,800	271,900	279,500	290,400	307,500	290,400	279,500	271,900	250,800	271,900	346,400

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員（教育職給料表を適用される職員<u>（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものを除く。）</u>を除く。第3項（第8項において準用する場合を含む。）、第4項（第8項において準用する場合を含む。）、第6項、第8項及び次条第2項において同じ。）には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したものの中のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員（教育職給料表を適用される職員を除く。第3項（第8項において準用する場合を含む。）、第4項（第8項において準用する場合を含む。）、第6項、第8項及び次条第2項において同じ。）には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したものの中のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正</p>

して支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間外に勤務したものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

2～8 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第21条の2 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して人事委員会規則で定める。

3～5 [略]

規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

2～8 [略]

(義務教育等教員特別手当)

第21条の2 [略]

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3～5 [略]

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

[略]

備考(1) [略]

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額にあってはこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額にあってはこの表の額に3,800円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

[略]

備考(1) [略]

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額にあってはこの表の額に11,500円を、その職務の級が4級である職員の給料月額にあってはこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

[略]

備考(1) [略]

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

[略]

備考(1) [略]

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号。以下「職員勤務時間条例」という。）第10条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条第1項及び第25条第1項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、へき地手当（第21条の5の規定による手当を含む。）、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当</p>	<p>第3条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号。以下「職員勤務時間条例」という。）第10条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例で定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。第24条第1項及び第25条第1項において同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、へき地手当（第21条の5の規定による手当を含む。）、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当及び災害派遣手当（武</p>

及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）を除いたものとする。

2 [略]

（地域手当）

第11条の2 [略]

2 [略]

地 域 の 区 分		割 合
[略]	[略]	[略]
3級地	名古屋市	<u>100分の13</u>
4級地	仙台市	<u>100分の5.5</u>
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

3～5 [略]

（通勤手当）

第11条の7 [略]

2 [略]

力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。）を除いたものとする。

2 [略]

（地域手当）

第11条の2 [略]

2 [略]

地 域 の 区 分		割 合
[略]	[略]	[略]
3級地	名古屋市	<u>100分の14</u>
4級地	仙台市	<u>100分の5</u>
[略]	[略]	[略]

備考 [略]

3～5 [略]

（通勤手当）

第11条の7 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 支給単位期間につき、自動車等のうち人事委員会規則で定めるものを使用する職員にあっては7万700円を、その他の職員にあっては3万8,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して人事委員会規則で定める額(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第2号に掲げる職員のうち、駐車場等(自動車等の駐車のための施設であって人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) 次に掲げる額の合計額

ア 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
イ 前号に定める額

(4) 前項第3号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 交

(1) [略]

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、自動車等のうち人事委員会規則で定めるものを使用する職員にあっては5万6,700円を、その他の職員にあっては3万8,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離を考慮して人事委員会規則で定める額(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、

通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

(5) 前項第3号に掲げる職員のうち、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第3号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び第3号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額

自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものにつき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

又は第3号に定める額

3・4 [略]

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手當にあっては、1箇月）をいう。

6 [略]

第11条の8 [略]

(在宅勤務等手当)

第11条の9 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3・4 [略]

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手當にあっては、1箇月）をいう。

6 [略]

第11条の8 [略]

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関する必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第13条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料、管理職手当、初任給調整手当、給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当、在宅勤務等手当、給料の月額に対する特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。）及びへき地手当（第21条の5の規定による手当を含む。）、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当並びに農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

(期末手当)

第19条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（行政職給

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 第13条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料、管理職手当、初任給調整手当、給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当、給料の月額に対する特地勤務手当（第12条の3の規定による手当を含む。）及びへき地手当（第21条の5の規定による手当を含む。）、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当並びに農林漁業普及指導手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除した額とする。

(期末手当)

第19条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給

料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の106.25を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条 [略]

2 [略]

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職

料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第20条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては100分の107.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第20条 [略]

2 [略]

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職

員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(企業職員の給与の種類及び基準)

第24条 企業職員に支給する給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び

員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

(企業職員の給与の種類及び基準)

第24条 企業職員に支給する給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当とす

災害派遣手当とする。

2・3 [略]

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第25条 技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当とする。

2～4 [略]

る。

2・3 [略]

(技能労務職員の給与の種類及び基準)

第25条 技能労務職員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び災害派遣手当とする。

2～4 [略]

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年宮城県条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特殊勤務手当の種類) 第2条 [略]	(特殊勤務手当の種類) 第2条 [略]

(1)～(20) [略]

(21) 削除

(22)～(42) [略]

(1)～(20) [略]

(21) 多学年学級担当手当 (第24条)

(22)～(42) [略]

(多学年学級担当手当)

第24条 削除

第24条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の 2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級（人事委員会規則で定めるものを含む。）を担当する給与条例別表第 3 に定める教育職給料表(2)の適用を受ける職員で次に掲げる職員以外のものが当該学級における授業又は指導で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

(1) 2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数（人事委員会規則で定める時間数をいう。以下同じ。）の 2 分の 1 に満たない職員

(2) 2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が 1 週間につき 12 時間に満たない職員

2 前項の手当の額は、授業又は指導に従事した日 1 日につき、

次の各号に掲げる授業又は指導の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 350円

(2) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 290円

(教員特殊業務手当)

第26条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 前項第1号イ及びウの業務 8,000円

(3)・(4) [略]

(併給禁止)

第46条 [略]

(1)～(7) [略]

(教員特殊業務手当)

第26条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 前項第1号イ及びウの業務 7,500円

(3)・(4) [略]

(併給禁止)

第46条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 多学年学級担当手当

2～7 [略]

2～7 [略]

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第4条 [略]		第4条 [略]	
号 備	給 料 月 額	号 備	給 料 月 額
1	円 <u>408,200</u>	1	円 <u>395,200</u>
2	458,600	2	443,600
3	512,100	3	496,000
4	578,600	4	559,500
5	660,300	5	639,200
6	771,100	6	746,000
7	900,200	7	871,100
2～4 [略]		2～4 [略]	

(給与条例の適用除外等)

第5条 [略]

2 特定期付職員に対する給与条例第11条の3、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「特定任期付職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の107.5、特定任期付職員にあっては100分の97.5」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の127.5」とあるのは「100分の127.5、特定任期付職員にあっては100分の90」とする。

(給与条例の適用除外等)

第5条 [略]

2 特定期付職員に対する給与条例第11条の3、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「特定任期付職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の105、特定任期付職員にあっては100分の95」と、給与条例第20条第2項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の125、特定任期付職員にあっては100分の87.5」とする。

第6条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第11条の3、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「特定任期付職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の106.25</u>、特定任期付職員にあっては<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の126.25</u>、特定任期付職員にあっては<u>100分の88.75</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 特定期付職員に対する給与条例第11条の3、第18条の2第1項、第19条第2項及び第20条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第11条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「特定任期付職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の107.5</u>、特定任期付職員にあっては<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第20条第2項第1号中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>、特定任期付職員にあっては<u>100分の90</u>」とする。</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)	
第5条 [略]		第5条 [略]	
号 傅	給 料 月 額	号 傅	給 料 月 額
1	円 <u>431,400</u>	1	円 <u>417,400</u>
2	円 <u>494,900</u>	2	円 <u>478,900</u>
3	円 <u>560,500</u>	3	円 <u>542,400</u>
4	円 <u>647,100</u>	4	円 <u>626,100</u>
5	円 <u>752,000</u>	5	円 <u>727,900</u>
6	円 <u>857,800</u>	6	円 <u>830,700</u>
2 [略]		2 [略]	
号 傅	給 料 月 額	号 傅	給 料 月 額
1	円 <u>360,900</u>	1	円 <u>348,800</u>

2	<u>398,200</u>
3	<u>427,400</u>

3～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第6条 [略]

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の107.5」とあるのは「100分の107.5、任期付研究員条例第5条第1項又は第2項の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の177.5」とする。

2	<u>385,100</u>
3	<u>413,300</u>

3～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第6条 [略]

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の105、任期付研究員条例第5条第1項又は第2項の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の172.5」とする。

第8条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条　[略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の106.25</u>、任期付研究員条例第5条第1項又は第2項の給料表の適用を受ける職員にあっては<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条　[略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の107.5</u>、任期付研究員条例第5条第1項又は第2項の給料表の適用を受ける職員にあっては<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条、第5条及び第7条の規定並びに次項から附則第5項まで及び附則第8項の規定 公布の日

- (2) 第2条及び第4条の規定並びに附則第6項の規定 令和8年1月1日
- (3) 第3条、第6条及び第8条の規定並びに附則第7項の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定（第19条及び第20条の規定を除く。）、第5条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定（第5条の規定を除く。）及び第7条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「新任期付研究員条例」という。）の規定（第6条の規定を除く。）は令和7年4月1日から、新給与条例第19条及び第20条の規定、新任期付職員条例第5条の規定並びに新任期付研究員条例第6条の規定は同年12月1日から適用する。
- （一部適用日前の異動者の号俸の調整）
- 3 令和7年4月1日（以下「一部適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の一部適用日における号俸については、その者が一部適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- （特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）
- 4 新給与条例第12条の3第2項の規定は、令和4年4月2日から一部適用日の前日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員となって職員の給与に関する条例第12条の2第1項に規定する特地公署又は同条例第12条の3第1項に規定する準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員（職員の定年等に関する条例（昭和59年宮城県条例第3号）第12条の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宮城県条例第49号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員にも適用する。
- （給与の内扱）

5 新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第5条の規定による改正前的一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第7条の規定による改正前的一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新給与条例、新任期付職員条例又は新任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

(時間外勤務手当及び休日勤務手当に関する経過措置)

6 第2条の規定の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって第2条の規定の施行日の前日までに同法第25条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する職員の給与に関する条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(地域手当に関する経過措置)

7 第3条の規定の施行の日から令和8年10月1日までの間に同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第11条の2の規定の適用を受けている職員がその在勤する公署を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する公署が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同条例第11条の5第1項の規定の適用については、同項第1号中「又は3級地の項に定める割合である場合にあっては、同表4級地の項に定める割合をいい、異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定され当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合をいう」とあるのは、「、3級地の項又は4級地の項に定める割合である場合にあっては、100分の5」とする。

(人事委員会規則への委任)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

令和 7 年 12 月 10 日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第173号議案

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和26年宮城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により期末手当の額を算出する場合において、 期末手当基礎額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額にその額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に 100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に 乗ずる割合は、<u>100分の177.5</u>とする。</p>	<p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定により期末手当の額を算出する場合において、 期末手当基礎額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額 の合計額にその額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に 100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に 乗ずる割合は、<u>100分の172.5</u>とする。</p>

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

第4条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定により期末手当の額を算出する場合において、
期末手当基礎額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額
の合計額にその額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に
100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に
乗ずる割合は、100分の175とする。

第4条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定により期末手当の額を算出する場合において、
期末手当基礎額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額
の合計額にその額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に
100分の25を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に
乗ずる割合は、100分の177.5とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

令和7年12月10日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第174号議案

職員等の旅費に関する条例及び特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第8条</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第14条</u> ）
<u>第2章 旅費の種目及び内容（第9条—第24条）</u>	<u>第2章 内国旅行の旅費（第15条—第30条）</u>
<u>第3章 雜則（第25条—第33条）</u>	<u>第3章 外国旅行の旅費（第31条—第40条の2）</u>
附則	附則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 [略]	第1条 [略]
2 県が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、 他の条例に特別の <u>定め</u> がある場合のほか、この条例の定めるとこ	2 県が職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関しては、 他の条例に特別の <u>定</u> がある場合のほか、この条例の定めるとこ

ころによる。

(用語の意義)

第2条 [略]

(1) [略]

(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(3) [略]

(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者（県費負担教職員にあっては市町村の教育委員会又はその委任を受けた者をいい、その他の職員にあっては任命権者又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(5) [略]

ろによる。

(用語の意義)

第2条 [略]

(1) [略]

(2) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び知事が規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

(3) [略]

(4) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

(5) [略]

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 内国旅行にあっては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(8) [略]

(9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、県と旅行役務提供契約（旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

(6) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

(7) 扶養親族 内国旅行にあっては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(8) [略]

2 この条例において「職務の級」とは、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による職務の級及び行政職給料表の適用を受けない者については任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の級をいう。

(旅費の支給)

第3条 [略]

2～5 [略]

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で次の各号に掲げるものを旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第10条第1項各号、第

2 この条例において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級の職務及び行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 [略]

2～5 [略]

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で次の各号に掲げるものを旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額

11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項第1号から第3号までに掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額

(2) 旅行雑費、宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び外国旅行雑費については、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第21条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が

で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受けた者が、当該旅行について支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 第35条第2項各号に掲げる料金等の額で当該旅行について支給を受けることができた額の範囲内の額

認めた額

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に掲げる金額を旅費として支給することができる。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したもの）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次の各号に掲げる金額を、旅費として支給することができる。ただし、その額は現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため、支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（次項から第5項まで及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならぬ。

(1)・(2) [略]

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を

購入金額のうち、未使用分に相当する金額を差し引いた額

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、該当各号に掲げる区分により、県費負担教職員にあっては市町村の教育委員会又はその委任を受けた者、その他の職員にあっては任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行なわなければならない。

(1)・(2) [略]

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ことができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発する

発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令票又は旅行依頼票（以下この項から第6項までにおいて「旅行命令票等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をすることができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令票等の記載事項及び様式は、規則で定める。

ことができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令票又は旅行依頼票（以下「旅行命令票等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行なわなければならない。ただし、旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。
- 5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。
- 6 旅行命令票等の記載事項及び様式は、知事が規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 [略]

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、外国旅行雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。
- 6 旅行雑費は、本邦内の旅行に伴う雑費について、当該旅行中の日数に応じた1日当たりの定額又は実費額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、当該移転のために当該移転後の住所又は居所以外の場所で宿泊を要した場合に定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支

給する。

12 外国旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、当該出張中の日数に応じた1日当たりの定額又は実費額により支給する。

13 死亡手当は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

14 内国旅行のうち第26条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

15 外国旅行のうち第39条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合
のほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上
の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除
き、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては
200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて
1日の割合をもって通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を
生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合
は、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定
により計算した日数による。

第9条 旅行者が、同一地域（本邦にあっては市町村の存する地
域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地
域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいう。以下同
じ。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域
に到着した日の翌日から起算して滞在日数30日を超える場合に

はその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第10条 削除

第11条 1日の旅行において外国旅行雑費又は宿泊料（扶養親族移転料のうち宿泊料に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による外国旅行雑費又は宿泊料を支給する。

第7条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費（扶養親族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）並びに外国旅行雑費を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に

して算定する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払をする者（第3項及び第4項並びに第32条第1項及び第2項において「支出担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2～4 [略]

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規

区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2～4 [略]

5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規

定する給与の種類は、規則で定める。

定する給与の種類は、知事が規則で定める。

(証人等の旅費)

第14条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定がある場合のほか、任命権者が知事に協議して定める旅費とする。

第2章 旅費の種目及び内容

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、外国旅行雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

2 内国旅行のうち第24条第1項に規定する旅行については、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この

2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法
(大正10年法律第76号) 第1条第1項に規定する軌道、外国に
おけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。
次項及び第13条第1項において同じ。)を利用する移動に要する
費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号まで
に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うもの
であつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計
額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下

条において「運賃」という。)及び急行料金並びに座席指定料金
による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。ただし、公務上の必要又は天災

級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

その他やむを得ない事情による場合で、任命権者が知事に協議して定めるものについては、この限りでない。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項、第13条第1項及び第22条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合

(船賃)

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びに座席指定料金による。

計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶によ

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

り職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項、次条第1項及び第22条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分さ

第17条 削除

(航空賃)

第18条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

れた航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。
ただし、外国旅行の場合であって、次の各号に掲げるときは、
当該各号に定める額とする。

- (1) 職務の級が 7 級以上の者が移動するとき及び職務の級が 6 級又は 5 級の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額
- (2) 運賃の等級が 3 以上に区分された航空機により職務の級が 7 級以上の者が移動するとき及び職務の級が 6 級又は 5 級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- (3) 職務の級が 4 級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運賃の額

（車賃）

第13条 車賃は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号

（車賃）

第19条 車賃の額は、1 キロメートルにつき47円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車

に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。) の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(4) 自家用自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車又は同項第11号に規定する軽車両であって、

賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 前項の規定にかかわらず、自家用自動車等を利用して旅行する場合（旅行命令権者の承認を受けて旅行する場合に限る。以下同じ。）の車賃の額は、1キロメートルにつき32円とする。

3 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

自己の用に供するものをいう。)を利用する移動に要する費用

2 前項第4号に掲げる費用の額は、路程1キロメートルにつき30円とし、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、第7条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

(旅行雑費)

第14条 旅行雑費は、内国旅行に要する雑費とし、その額は、有料の道路又は駐車場の料金その他内国旅行に必要なものとして任命権者が知事に協議して定める費用（公務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。

(旅行雑費)

第20条 旅行雑費の額は、別表第1の定額による。ただし、次の各号に掲げる場合には、旅行雑費は、支給しない。

- (1) 全路程において公用の交通機関を利用して旅行する場合
- (2) 全路程において自家用自動車等を利用して旅行する場合
（当該路程の一部において公用の交通機関を利用して旅行する場合を含む。）
- (3) 知事が定める地域内において旅行する場合

2 前項に定めるもののほか、旅行者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により当該旅行に伴い有料の道路又は駐車場の料金その他任命権者が知事に協議して定める料金を支払

(宿泊費)

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、
国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。次条
第1項及び第3項並びに第23条において「省令」という。）別表
第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、こ
れらの表の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるた
めの費用とし、その額は、1夜につき省令別表第3第1号の表
又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げ
る額とする。

2 次の各号に掲げる場合の宿泊手当の額は、前項の規定にかか
わらず、当該各号に定める額とする。

(1) 宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当する

った場合には、旅行雑費として当該料金の実費額を支給するこ
とができる。

(宿泊料)

第21条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額に
よる。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要
又は天災、その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿
泊した場合に限り、支給する。

ものが含まれる場合 前項に規定する額の 2 分の 1 の額

(2) 宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 零円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第 3 第 1 号の表又は第 2 号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表に掲げる額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは旅行雑費（家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）又は外国旅行雑費に食費に相当するものが含まれる場合には、宿泊手当は支給しない。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(食卓料)

第22条 食卓料の額は、別表第 1 の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項

第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

2 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

り、支給する。

(移転料)

第23条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤庁から新在勤庁までの路程に応じた別表第1の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない

事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新住所又は新居所に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額

(着後手当)

第24条 着後手当の額は、赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の当該赴任に伴う住所又は居所の移転のために当該移転後の住所又は居所以外の場所で現に宿泊を要した夜数（その夜数が5夜を超える場合は、5夜）分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第25条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤庁から新在勤庁まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年令に従い、次の各号に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに定額によ

に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から3月以内に家族を職員の住所又は居所（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新住所又は新居所）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

る旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合のほか、第23条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧住所又は旧居所から新住所又は新居所までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第20条 同一市町村内における在勤庁の変更に伴う旅行について
は、公設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除
くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

(外国旅行雑費)

第21条 外国旅行雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、
予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨
交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして

任命権者が知事に協議して定める費用の額とする。

(本邦通過の場合の旅費)

第22条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

(死亡手当)

第23条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第5に掲げる額とする。

(日額旅費)

第24条 第9条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、常時又は定期的に出張を要する職員の出張のうち当該出張の性質上日額旅費を支給することを適當と認めて任命権者が

(日額旅費)

第26条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、常時又は定期的に出張を要する職員の出張のうち当該出張の性質上日額旅費を支給することを適當と認めて任命権者が

知事に協議して定めるものとする。

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が知事に協議して定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第9条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。

知事に協議して定めるものとする。

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、任命権者が知事に協議して定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準を超えることができない。

第27条 削除

(近距離旅行の旅費)

第28条 同一地域内の旅行及び在勤庁から8キロメートル以内の地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第1の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。

2 前項ただし書の規定により移転料の額を計算する場合において

第3章 雜則

(退職者等の旅費)

第25条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて任命権者が知事に協議して定めるものとする。

て、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(退職者等の旅費)

第29条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第26条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて任命権者が知事に協議して定めるものとする。

した退職等を知った日にいた地から旧在勤庁までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤庁を旧在勤庁とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(遺族の旅費)

第30条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤庁までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算

した死亡地から新在勤庁までの前職務相当の旅費

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第25条第1項第1号の規定に準じて計算した住所又は居所から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(本邦通過の場合の旅費)

第31条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、この章に規定するところによるものとし、本邦を出発した日からの旅行

又は本邦に到着した日までの旅行については本章に規定する定額による外国旅行雑費及び食卓料を支給し、前章に規定する定額による旅行雑費及び食卓料は支給しない。

(鉄道賃)

第32条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を3以上階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 7級以上の職務にある者については、最上級の運賃

イ 6級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合は、最上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

(4) 6級以上の職務にある者が公務上の必要により特別の座

席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、
その座席のために現に支払った運賃

(5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第33条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、7級以上の職務にある者については最上級の直近下位の級の運賃、6級以下の職務にある者については7級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃

イ 最上級の運賃を 3 に区分する船舶による旅行の場合には、7 級以上の職務にある者については中級の運賃、6 級以下の職務にある者については下級の運賃

ウ 最上級の運賃を 2 に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(3) 6 級以上の職務にある者が公務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前 2 号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第34条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

(1) 運賃の等級を 3 以上の階級に区分する航空路による旅行

の場合には、次に規定する運賃

ア 7級以上の職務にある者及び長時間にわたる航空路による旅行として知事が規則で定めるもの（以下「特定航空旅行」という。）をする6級又は5級の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃

イ 6級以下の職務にある者（アに該当する者を除く。）については、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 7級以上の職務にある者及び特定航空旅行をする6級又は5級の職務にある者については、上級の運賃

イ 6級以下の職務にある者（アに該当する者を除く。）については、最上級の直近下位の級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

2 車賃の額は、実費額による。

（外国旅行雑費）

第35条 外国旅行雑費の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 前項に定めるもののほか、旅行者が次に掲げる料金等を支払った場合には、外国旅行雑費として当該料金等の実費額を支給することができる。

(1) 旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他これらに類するものとして任命権者が知事に協議して定めるもの

(2) 外国旅行に必要となる物品の賃借料、外国旅行に係る損害保険及び傷害保険の保険料その他これらに類するものとして任命権者が知事に協議して定めるもの

(宿泊料及び食卓料)

第36条 宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第32条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

4 第21条第2項及び第22条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

第37条 削除

(死亡手当)

第38条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、第30条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額による。

3 第30条第2項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において、第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第39条 第6条第1項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、漁業監視のための旅行その他旅行先の特別の事情により別表第2の定額による旅費を支給することが適当でないと認めて知事が指定する旅行とする。

2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、そのつど任命権者が知事に協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について、この条例で定める基準をこえることができない。

(退職者等の旅費)

第40条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次各号に規定する旅費とする。

(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費

(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して本邦へ旅行した場合に限り、次に規定する旅費

ア 退職等を知った日の翌日から出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当

の定額による外国旅行雑費及び宿泊料。ただし、定額による外国旅行雑費については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤庁までの前職務相当の旅費

(この条例に定めのない事項)

第40条の2 第31条から前条までに規定するもののほか、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により支給する。

(証人等の旅費)

第27条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合のほか、任命権者が知事に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第28条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（第13条第1項第4号に

掲げる費用を除く。) (家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。) に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項第1号から第3号までに掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 旅行雑費、宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）及び外国旅行雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第21条並びに第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(この条例に定めのない事項)

第29条 この条例に規定するものほか、外国旅行の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により支給する。

第4章 雜則

(旅費の調整)

第30条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 [略]

第31条 [略]

(旅費の返納)

第32条 支出担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づき任命権者が知事に協議して定める事項に違反して旅費の支給又は旅

(旅費の調整)

第41条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上、この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 [略]

第42条 [略]

費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づき任命権者が知事に協議して定める事項に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者がその後においてその者に對し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(実施規定)

第33条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 [略]

(経過措置)

(実施規定)

第43条 この条例の実施のための手續その他その執行について必要な事項は、知事が規則で定める。

附 則

1・2 [略]

(経過措置)

3 第33条の規定による規則が制定施行されるまでの間は、同条に規定する実施のための手続その他その執行については、なお、従前の例による。

4 この条例施行の際、旧条例の規定による任命権者の定めで現に効力を有するものは、この条例に抵触しない限り、この条例の規定に基づく任命権者の定めがなされるまでの間は、なお、その効力を有する。

5～8 [略]

3 第43条の規定による規則が制定施行されるまでの間は、同条に規定する実施のための手続その他その執行については、なお、従前の例による。

4 この条例施行の際、旧条例の規定による任命権者の定めで現に効力を有するものは、この条例に抵触しない限り、この条例の規定に基づく任命権者の定めがなされるまでの間は、なお、その効力を有する。

5～8 [略]

別表第1及び別表第2を削る。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和26年宮城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事等の旅費)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 旅費の<u>種目</u>は、職員の例による。</p>	<p>(知事等の旅費)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 旅費の<u>種類</u>は、職員の例による。</p>

3 [略]

(1) 鉄道賃及び船賃については、職員の例により計算した額とする。ただし、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道又は船舶により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。

(2) 航空賃については、職員の例により計算した額とする。ただし、運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合であって次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める額とする。

ア 知事が移動するとき 最上級の運賃の額

イ 内国旅行の場合であって、知事等（知事を除く。以下この号において同じ。）が移動するとき 最下級の運賃の額

ウ 外国旅行の場合であって、知事等が移動するとき（エに掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

エ 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により知事等が移動するとき 最上級の直近

3 [略]

(1) 内国旅行に係る鉄道賃については、給与条例別表第1に定める行政職給料表（以下単に「行政職給料表」という。）の10級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額（特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、当該同一の額に特別車両料金を加算した額）とする。

(2) 内国旅行に係る船賃については、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この号において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

ア 運賃の等級を3階級又は2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃（上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の運賃）

イ 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

ウ 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合に

下位の級の運賃の額

(3) 宿泊費については、別表第2に掲げる額を限度として職員の例により計算した額とする。

は、ア又はイに規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

エ イの規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、イに規定する運賃及びウに規定する寝台料金のほか、特別船室料金オ 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、アからエまでに規定する運賃及び料金のか、座席指定料金

(3) 内国旅行に係る航空賃並びに外国旅行に係る鉄道賃及び船賃については行政職給料表の10級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額とし、車賃、定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、定額による外国旅行雑費及び死亡手当については別表第2及び別表第3に掲げる額とする。

(4) 外国旅行に係る航空賃については、次に規定する旅客運賃（以下この号において「運賃」という。）による。

ア 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の運賃

イ 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃

ウ 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃

エ 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、アからウまでに規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃

(4) [略]

4 [略]

(委員等の費用弁償)

第12条 [略]

2 費用弁償の種目は、法令に定めがある場合のほか、職員の旅費の例による。

3 [略]

(1) 監査委員の費用弁償の額は、鉄道賃及び船賃については知事等の例により計算した額とし、航空賃については知事等（知事を除く。）の例により計算した額とし、宿泊費につい

(5) [略]

4 [略]

(委員等の費用弁償)

第12条 [略]

2 費用弁償の種類は、法令に定めがある場合のほか、職員の旅費の例による。

3 [略]

(1) 監査委員の費用弁償の額は、鉄道賃、船賃及び航空賃については知事等に支給される旅費の額と同一の額とし、車賃、定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、定額に

ては別表第2に掲げる額を限度として職員の例により計算した額とし、その他の費用弁償については職員の例により計算した額とする。

(2) 別表第1の旅費欄に職務の級の定めがある者の費用弁償の額は、当該職務の級にある職員の例により計算した額とする。

(3) 前2号に掲げる者以外のものの費用弁償の額は、鉄道賃、船賃及び航空賃については給与条例別表第1に定める行政職給料表の10級の職務にある職員の例により計算した額とし、宿泊費については別表第2に掲げる額を限度として職員の例により計算した額とし、その他の費用弁償については職員の例により計算した額とする。

4 [略]

による外国旅行雑費及び死亡手当については別表第2及び別表第3に掲げる額とする。

(2) 別表第1の旅費欄に職務の級の定めがある者の費用弁償の額は、当該職務の級にある職員が支給される旅費額と同一の額

(3) 前2号に掲げる者以外のものの費用弁償の額は、鉄道賃、船賃及び航空賃については行政職給料表の10級の職務にある職員に支給される旅費の額と同一の額とし、車賃、定額による旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、定額による外国旅行雑費及び死亡手当については別表第2及び別表第3に掲げる額とし、その他の費用弁償については職員の旅費の例により計算した額とする。

4 [略]

別表第2を次のように改める。

別表第2 宿泊費（第11条、第12条関係）

区分	宿泊費の額
----	-------

知 事	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の内閣総理大臣等の欄に掲げる額
その他の者	国家公務員等の旅費支給規程別表第2第1号の表又は第2号の表の上欄に掲げる区分に応じ、これらの表の指定職職員等の欄に掲げる額

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例（以下「新条例第30号」という。）及び第2条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例第1号」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例第30号及び新条例第1号の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第30号第3条第6項及び第7項（新条例第1号第11条第4項又は第12条第4項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定は、これらの項に規定する者が新条例第30号第3条第1項、第2項、第4項及び第5項（新条例第1号第11条第4項又は第12条第4項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）並びに新条例第1号第11条第1項及び第12条第1項の規定により旅費又は費用弁償の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員等の旅費に関する条例第3条第1項、

第2項、第4項及び第5項（改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「旧条例第1号」という。）第11条第4項又は第12条第4項の規定によりこれらの規定の例によることとされた場合を含む。）並びに旧条例第1号第11条第1項及び第12条第1項の規定により旅費又は費用弁償の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第30号第32条（新条例第1号第11条第4項又は第12条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定は、新条例第30号若しくは新条例第30号に基づく規則の規定又は新条例第30号に基づき任命権者が知事に協議して定める事項に違反して旅費又は費用弁償の支給を受けた場合について適用する。

令和7年12月10日提出

宮城県知事　村井嘉浩

議第175号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年宮城県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例 （昭和32年宮城県条例第29号。以下「給与条例」という。）別表 第3の教育職給料表の適用を受ける者に限り、指導改善研修被 認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1 項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同 条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）を除く。第3 項において同じ。）のうちその属する職務の級が当該給料表の1 級、2級又は特2級である職員には、給料月額（給与条例附則 第35項、第40項又は第41項の規定による額の支給を受ける職員 にあっては、当該支給に係る額）の<u>100分の10</u>に相当する額の教 職調整額を支給する。</p>	<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例 （昭和32年宮城県条例第29号。以下「給与条例」という。）別表 第3の教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項及び第5 項において同じ。）のうちその属する職務の級が当該給料表の1 級、2級又は特2級である職員には、給料月額（給与条例附則 第35項、第40項又は第41項の規定による額の支給を受ける職員 にあっては、当該支給に係る額）の<u>100分の4</u>に相当する額の教 職調整額を支給する。</p>

2・3 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

(教職調整額に関する特例)

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

2・3 [略]

附 則

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の規定による教職調整額並びに職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、改正後の第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和7年12月10日提出

宮城県知事　村井嘉浩